

## 「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」設置要綱

令和 6 年 7 月 30 日  
総合教育政策局長決定

### 1. 設置の趣旨

青少年教育 3 独立行政法人（国立オリンピック記念青少年総合センター・国立青年の家・国立少年自然の家）の統合により独立行政法人国立青少年教育振興機構が発足して 18 年が経過した。

令和 8 年度から始まる第 5 期中期目標期間も見据える中で、国立青少年教育施設を取り巻く環境等を踏まえ、今後の青少年教育の機能強化に向けた国立施設における教育の在り方や、民間活力の導入も含めた運営面の合理化・効率化による魅力的な施設への変容に向けた議論を通じて、国立施設の振興方策の検討を行うもの。

### 2. 検討事項

- (1) 国立青少年教育施設が実施する各事業の在り方について
- (2) 国立青少年教育施設の管理運営の在り方について
- (3) その他、国立青少年教育施設の振興方策について

### 3. 実施方法

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員をもって構成し、「2. 検討事項」に掲げる事項等について検討を行う。
- (2) 検討会には座長及び副座長を置き、座長は有識者の互選によってこれを定める。副座長は座長が指名する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長が検討会に出席できない場合は、副座長がその職務を代理する。
- (4) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。
- (5) 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認めるときは、議事の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (6) 検討会において配付した資料は、原則として公表する。ただし、有識者会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、座長が有識者会議に諮った上で、当該資料を非公表とすることができます。

### 4. 実施期間

令和 6 年 7 月 30 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 5. その他

- (1) 会議の庶務は、総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

## 「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

青木 康太朗 國學院大學 教授（文部科学省生涯学習調査官）  
秋田 大輔 兵庫県教育委員会事務局義務教育課 課長  
糸川 愛留 日本ボーイスカウト東京連盟練馬第6団 ローバースカウト  
植田 和男 特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会 会長兼理事長  
岡田 武史 株式会社今治・夢スポーツ 代表取締役会長  
笛本 匡澄 千葉市立白井中学校 校長  
佐藤 初雄 特定非営利活動法人国際自然大学校 理事長  
長野 卉男 栃木県教育委員会事務局生涯学習課 課長  
難波 悠 東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻 教授  
野口 和行 慶應義塾大学体育研究所 教授  
萩原 なつ子 独立行政法人国立女性教育会館 理事長  
原田 宗彦 大阪体育大学 学長  
平野 吉直 国立大学法人信州大学 理事・副学長  
帆足 泰子 株式会社オレンジア 代表取締役  
増田 直広 鶴見大学短期大学部 講師

以上、15名